

長野オーガニゼーションから処罰の公示

平成30年7月9日にアクアヴィーテにて行われた、おきらくごらく対サン・カトルヴァンの試合においておきらくごらくに所属する餘田宗彦選手が飲酒に起因する重大なマナー違反を犯しました。その結果、当該選手が出場する予定であった1試合をキャプテンの権限によりデフォルトとして扱い相手チームに勝利ポイントとして1ポイント付与されました。

長野ダーツ DO 執行部としては安定したリーグ運営に関わるこの事態を重く受け止め当該選手に対して罰則を適用し今後の戒めとすることに決定いたしました。

餘田選手の罰則については以下の通り

- ・ 出場したリーグ戦における試合において試合前、試合後を含めて2試合を禁酒とする

(自宅及び他店でのリーグ戦前後の飲酒も禁じる)
- ・ 次回サン・カトルヴァンとの対戦において試合前の挨拶にて当該チームに誠意ある謝罪をすること
- ・ 今後このようなことがないよう、当該選手による宣誓書を長野 DO に提出すること

以上は平成30年7月17日から適用とする

- ・ チームの監督不行き届きの責としてキャプテンの酒井善明選手に対し

試合前、試合後を含めて1試合の飲酒を禁ずる (自宅及び他店でのリーグ戦前後の飲酒も禁ずる)

以上は平成30年7月23日から適用とする

リーグ戦を初めて以来、5年ほど経ちますが初めてのことで戸惑いもありましたが、ことの重大さを鑑みての決定としましたのでご理解のほどお願いいたします。今後はこのようなことがないよう執行部としても啓蒙していく所存ではありますが各会員に於かれましても、これを教訓に今後とも身を律して頂くようお願い申し上げます。

平成30年7月13日

長野ダーツオーガニゼーション
会長 春日利明